

「川口市部活動方針」（市の方針）に係るQ & A

「川口市部活動方針の改定の趣旨等」に関すること

Q 1 「多様な形で最適に実施されること」とはどのようなことか？

A 市の方針の「4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備」にあるとおり、生徒の様々なニーズに応じた活動を考える中で、複数校の生徒が拠点校の学校部活動（以下「部活動」という。）に参加するなど合同部活動等の取組を推進することや、地域のスポーツ・文化団体等との連携を図ることなどが挙げられる。

併せて、部活動に生徒の意思に反して強制的に加入させることがないよう留意する。

「2 運営のための体制整備」に関すること

Q 2 学校の活動方針は必ず学校ホームページに公表しなければならないのか？

A 可能な限りホームページに公表することが望ましい。難しい場合は、2（1）にある「学校部活動に係る活動方針」を学校だよりなどに掲載して、全ての生徒・保護者等に配布することや、保護者会等で説明することなども考えられる。

また、各部が作成する「年間の活動計画」や、「毎月の活動計画及び活動内容」については、各部の保護者会などで配布・説明することなども考えられる。

部活動を行うに当たっては、各家庭の理解や協力を得ることは必要なことであり、生徒・保護者に部活動の活動計画を周知する必要性についてはこれまでと同様である。

「4 休養日・活動時間等の設定」に関すること

Q 3 「教員の勤務時間内に活動を実施することを基本とする。」について、令和7年度から始めなければならないことなのか？

A 必ずしもそうではない。可能な限り速やかに進めることが望ましいが、学校の実態に応じて、「●年度の実施へ向け段階的に進める」等の計画を立てるなど、見通しをもって推進することが重要である。

一方で、教員の勤務時間外に活動を行う場合、法令上、校長は勤務を命じることができない。勤務時間外の活動については、あくまで部顧問の判断による活動であり、勤務上の勤務には当たらないことから、その取扱いについては、年度当初に学校内で十分な説明と共通理解を図ることが必要である。

Q 4 活動時間が2時間程度、3時間程度の「程度」はどのように捉えたらよいのか？

A 活動前後の準備や片付け、ミーティング等をする時間などもあることから、幅を持たせている。厳密に何分とはしていないが、平日2時間、休業日3時間を超えるような活動が常態化しないよう留意する。

また、「活動時間」は、「活動開始から活動終了」までの時間を指すものであり、「活動途中の休憩時間」も含まれるものである。

Q 5 自主練習は活動時間に含まれるのか？

A ここで言う自主練習は、「学校管理下外で、生徒が自主的に行う練習」を指すため、活動時間には含まれない。

ただし、自主練習と称して、部活動顧問の指示の下に各自が練習しているものは、自主練習とはみなされないため、活動時間に含まれる。

例えば、休業日に「学校内で午前中は自主練習、午後から全体練習」というような状況がある場合、午前中は顧問の指示の下の練習にあたり、自主練習とは言えないため、原則認められるものではない。

Q 6 休業日の練習試合も3時間程度しか認められないのか？

A 原則として、市の方針に則り、3時間程度とする。練習試合を計画する際は、その目的（日頃の練習の成果を試す機会など）を明確にし、年間の活動計画や毎月の活動計画の中でしっかりと位置付けることが重要である。やむを得ず活動時間が長くなってしまう場合は、休養日等を適切に振り替えるようにするとともに、生徒及び保護者に対して丁寧に説明を行うこと。

Q 7 朝練習の定義は何か？

また、夏季休業中、普段より早い時間帯に練習することは、朝練習に当たるのか？

A ここで言う朝練習とは、「学期中の課業日において、始業前に実施される活動」を指す。

したがって、夏季休業中に、熱中症予防等の観点から、普段より早い時間に活動を開始することは、朝練習には当たらない。

休業日の活動開始時間の設定にあたっては、熱中症予防等の安全対策と、生徒・保護者・教員の負担等を総合的に鑑み決定するとともに、生徒及び保護者に対して丁寧に説明を行うこと。

また、長期休業中の平日の活動については、教員の勤務時間外となることも考えられるため、活動にあたっての校長の許可や、負担軽減の観点からの十分な配慮が必要である。

「5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備」に関すること**Q 8 学校の方針として、生徒に部活動の加入を義務付けてもよいのか？**

A 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。また、義務付けていなくても、生徒や保護者に部活動の加入に対して、強制加入との誤解が生じないように留意する。

「6 学校部活動の地域連携」に関すること

Q 9 部活動に所属する生徒及び顧問が、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動に参加することは認められるのか？

A 地域クラブ等団体と連携した取組については、学校と地域が共に子供を育てるといった視点に立ち、様々な形で環境整備を進めていくことが求められており、連携を図ることは意義がある。

したがって、部活動の地域クラブ活動への移行の趣旨を踏まえることが必要であり、単に特定の部活動が形態を変えて活動するというものでなく、地域クラブとして、その意義を有する活動であることが重要である。

また、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動に、生徒や顧問が参加する場合には、強制的な参加とならないことや、参加しないことが生徒の不利益にならないこと、さらには、保護者の承認や各種保険の加入などが必須となる。

なお、社会教育の活動は、学校管理下外であることから、活動中の事故、行き帰りの交通事故等については、保護者や地域クラブ等団体が対応する。

※兼職兼業を行う教師等の服務監督を行う教育委員会や校長だけでなく、兼職兼業を行う教師等においても、指揮命令権や労働時間の明確な区別等、兼職兼業を行う上での留意事項をまとめているので、下記の手引きをご確認ください。

(参考)【スポーツ庁】「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」(記載例)

○ 地方公務員である公立学校の教師等(常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ。)は①当該教師等が希望する場合であって、②地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、③服務を監督する教育委員会(以下「服務監督教育委員会」という。)の許可を得た場合には、兼職兼業を行うことが可能です。

※会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要。

○ 地域クラブ活動に従事することを希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼状を基に上司である校長等へ相談・了承の上、服務監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなります。

「8 指導の在り方」に関すること

**Q10 「〇〇部県大会ベスト4と目標を立てた。市の方針に沿うと達成が見込めない。」
「本校の〇〇部は全国大会出場を目標にしている。市の方針を生徒・保護者は納得しない。」 どうしたらよいか？**

A 部活動において、高い目標を掲げて活動することは、部活動全体の士気を高め、生徒の意欲の向上につながる一方、勝利至上主義と捉えられかねない懸念がある。

市の方針は、国・県の方針に基づき、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動環境を構築する観点に立ち、部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すものである。このような考え方を踏まえ、生徒の活動や顧問の負担が過度とならないよう、配慮して活動することが大切である。

市の方針の「6（2）合理的でかつ効率的・効果的な指導」に示されているとおり、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高めること、必ずしも体力・運動能力及び技術の向上につながらないこと等を正しく理解し、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるように、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入などにより、短時間で効果が得られる指導とする。

そして、学校と地域・保護者が、生徒の健全な成長のためのスポーツ・文化芸術活動の充実を支援するパートナーであるという考え方の下、保護者に対して、丁寧に説明し、理解と協力を得られるようにしていく必要がある。

また、市の方針に沿った活動を前提とした目標を立てることが重要であるとともに、短時間で、効率的な活動の中で、効果的に成果を上げる工夫が必要である。